

○農林水産省告示第十六百八十五号

漁業法(昭和11年法律第166号)第十五条第六項の規定に基づき、令和6年11月11日七日農林水産省告示第1611号(特定水産資源くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和7管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件)の一部を次のように改正する。

令和7年11月11日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍縁を付した部分(以下「傍縁部分」とこうす)で、これに対する改正後欄に掲げる規定の傍縁部分があるものは、これを当該傍縁部分の上に改める。

改 正 後	改 正 前
くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和7管理年度(くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和7年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和7年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和7管理年度(くろまぐろに係る大臣管理区分にあっては令和7年1月1日から同年12月31日まで、くろまぐろに係る知事管理区分にあっては令和7年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一 くろまぐろ(小型魚)	第一 くろまぐろ(小型魚)
一 漁獲可能量(法第十五条第一項第1号関係)	一 漁獲可能量(法第十五条第一項第1号関係)
4,397.5トン	4,397.5トン
二 都道府県別漁獲可能量(法第十五条第一項第2号関係)	二 都道府県別漁獲可能量(法第十五条第一項第2号関係)
法第十五条第一項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第十五条第一項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
(単位:トン)	(単位:トン)
都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	174.4
青森県	350.4
岩手県	109.6
宮城県	66.9
秋田県	57.0
山形県	25.9
福島県	34.1
茨城県	47.9
都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	174.4
青森県	346.4
岩手県	109.6
宮城県	66.9
秋田県	57.0
山形県	25.9
福島県	34.1
茨城県	47.9

千葉県	103.8
東京都	20.9
神奈川県	61.8
新潟県	126.5
富山県	141.4
石川県	129.7
福井県	51.9
静岡県	57.4
愛知県	1.0
三重県	62.4
京都府	63.2
大阪府	1.0
兵庫県	23.6
和歌山県	57.5
鳥取県	19.9
島根県	135.7
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	127.0
徳島県	45.2
香川県	1.0
愛媛県	24.5
高知県	102.2
福岡県	17.6
佐賀県	15.9
長崎県	950.7
熊本県	36.0
大分県	14.9
宮崎県	25.1
鹿児島県	50.6
沖縄県	0.1
千葉県	103.8
東京都	20.9
神奈川県	61.8
新潟県	126.5
富山県	141.4
石川県	126.7
福井県	51.9
静岡県	57.4
愛知県	1.0
三重県	62.4
京都府	63.2
大阪府	1.0
兵庫県	23.6
和歌山県	57.5
鳥取県	19.9
島根県	135.7
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	127.0
徳島県	45.2
香川県	1.0
愛媛県	24.5
高知県	102.2
福岡県	21.1
佐賀県	19.9
長崎県	950.7
熊本県	36.0
大分県	14.9
宮崎県	25.1
鹿児島県	53.6
沖縄県	0.1

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	939.1
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	47.2

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

9,879.3トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	549.9
青森県	780.2
岩手県	97.2
宮城県	81.8

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業	935.6
くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等	23.6
くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業	47.2

第二 くろまぐろ（大型魚）

一 漁獲可能量（法第15条第1項第1号関係）

9,879.3トン

二 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）

法第15条第1項第2号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	547.9
青森県	784.2
岩手県	97.2
宮城県	81.8

秋田県	60.6
山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	78.2
神奈川県	32.7
新潟県	161.2
富山県	35.8
石川県	63.6
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	50.6
大阪府	2.0
兵庫県	27.7
和歌山県	61.0
鳥取県	19.2
島根県	46.0
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	113.0
徳島県	20.0
香川県	2.0
愛媛県	19.1
高知県	43.5
福岡県	54.0
佐賀県	25.8

秋田県	60.6
山形県	55.1
福島県	2.0
茨城県	23.0
千葉県	87.4
東京都	78.2
神奈川県	32.7
新潟県	161.2
富山県	35.8
石川県	65.6
福井県	37.6
静岡県	54.2
愛知県	2.0
三重県	52.6
京都府	50.6
大阪府	2.0
兵庫県	27.7
和歌山県	61.0
鳥取県	19.2
島根県	46.0
岡山県	2.0
広島県	2.0
山口県	113.0
徳島県	20.0
香川県	2.0
愛媛県	19.1
高知県	43.5
福岡県	50.5
佐賀県	21.8

長崎県	366.6
熊本県	19.4
大分県	32.1
宮崎県	65.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	268.0

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,877.1
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,027.2
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0

長崎県	366.6
熊本県	19.4
大分県	32.1
宮崎県	65.4
鹿児島県	35.9
沖縄県	268.0

三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係）

法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	2,880.6
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,027.2
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0

くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1	くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1
--	---------	--	---------

○農林水産省告示第十六百八十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和11年法律第百117号）第七条第1項の規定に基づつて、令和10年9月11日付けをもつて次のように肥料を登録したので、同法第十六条第1項の規定に基づつて公示する。

令和10年11月11日

農林水産大臣 鈴木 優和

1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所
有効期間が3年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第109698号	化成肥料	くみあい苦土尿素入り複合堆肥加安H363	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北4条西1丁目1番地
生第109712号	液状肥料	亜りん酸入りPKMB	有限会社エーリン	大阪府大阪市福島区玉川四丁目10番19号シンセイビル33号室
生第109718号	汚泥肥料	すぐすぐグリーン	株式会社とませい	北海道苦小牧市柳町二丁目2番8号

有効期間が6年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第109691号	液状肥料	AS-LR254	旭化学工業株式会社	奈良県生駒郡斑鳩町大字高安500番地
生第109693号	混合堆肥複合肥料	サスティー11-12-6	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
生第109694号	化成肥料	ワンタッチ098	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小綱町17番10
生第109696号	化成肥料	UFグリーン428	株式会社welzo	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番3号
生第109710号	液状肥料	AGRI SMILEバイオスティミュラント4号	株式会社AGRI SMILE	東京都千代田区神田小川町三丁目28番地5
生第109713号	液状肥料	イールドパワー モデルM液肥	有限会社エーリン	大阪府大阪市福島区玉川四丁目10番19号シンセイビル33号室
生第109719号	液状肥料	DN179	株式会社ダイイチ	熊本県荒尾市増永1850番地
生第109725号	化成肥料	富士苦土入り高度化成肥料S888号	富士肥料株式会社	三重県四日市市西末広町4番17号
生第109726号	化成肥料	日東高度化成118	日東エフシー株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町1丁目23番地
生第109732号	化成肥料	有機入り化成30号M	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第109733号	化成肥料	有機入り化成24号M	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号

(変更後) 株式会社 日本海洋資格センター 本社 福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五
号 アサコ博多ビル7階
株式会社 日本海洋資格センター 長崎事務所 長崎県長崎市中町一番一十五号 M
J M中町ビル二階
株式会社 日本海洋資格センター 九州海技学院 熊本県宇城市三角町三角浦千百九
三番地
株式会社 日本海洋資格センター 中国事務所 広島県広島市西区観音新町四丁目十四
番六号 広島観音アリーナ内
株式会社 日本海洋資格センター 沖縄事務所 沖縄県那覇市港町一丁目十六番一号
ビックライスピル六階
株式会社 日本海洋資格センター 関西事務所 兵庫県西宮市西宮浜一丁目二十一番地
西宮浜産業交流会館四階

二 変更年月日 令和7年7月1日

登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号)第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があつたので、同規則第四条の二十二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

一 令和7年11月12日 国土交通大臣 金子 勲之

二 登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称 株式会社 日本海洋資格センター

登録電子海図情報表示装置講習事務を行つ事務所の名称

(変更前) 株式会社 日本海洋資格センター 本社 福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五
号 アサコ博多ビル7階
株式会社 日本海洋資格センター 長崎事務所 長崎県長崎市中町一番一十五号 M
J M中町ビル二階
株式会社 日本海洋資格センター 九州海技学院 熊本県宇城市三角町三角浦千百九
三番地
株式会社 日本海洋資格センター 中国事務所 広島県広島市西区観音新町四丁目十四
番六号 広島観音アリーナ内
株式会社 日本海洋資格センター 沖縄事務所 沖縄県那覇市港町一丁目十六番一号
琉球新報開発ビル六階
株式会社 日本海洋資格センター 関西事務所 兵庫県西宮市西宮浜一丁目二十一番地
西宮浜産業交流会館四階

(変更後) 株式会社 日本海洋資格センター 本社 福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目十一番五
号 アサコ博多ビル7階
株式会社 日本海洋資格センター 長崎事務所 長崎県長崎市中町一番一十五号 M
J M中町ビル二階
株式会社 日本海洋資格センター 九州海技学院 熊本県宇城市三角町三角浦千百九
三番地
株式会社 日本海洋資格センター 中国事務所 広島県広島市西区観音新町四丁目十四
番六号 広島観音アリーナ内
株式会社 日本海洋資格センター 沖縄事務所 沖縄県那覇市港町一丁目十六番一号
ビックライスピル六階
株式会社 日本海洋資格センター 関西事務所 兵庫県西宮市西宮浜一丁目二十一番地
西宮浜産業交流会館四階

三 変更年月日 令和7年7月1日

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和7年11月12日

道路の種類	路線名	区間
一般国道	18号	長野市小島田町字頤氣沖 983番1から同市青木島町 大塚字南175番1までの上 下線
"	"	長野市青木島町大塚字南 175番1から同市青木島町 大塚字宿313番1までの上 り線
"	"	長野市アーツ3222番9か ら同市若里七丁目928番1 までの上り線
"	"	長野市大字稻葉字中千田沖 2137番2から同市大字稻葉 字北村東沖2677番2までの 上り線

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則8-12(職員の任免)第14条第1項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、令和7年11月11日をもって満了した。

令和7年11月12日

人事院事務総局人材局企画課長	澤田 晃一
人事院北海道事務局第二課長	立野 雅彦
人事院東北事務局第二課長	藤谷 康之
人事院関東事務局第二課長	善家 俊介
人事院中部事務局第二課長	川上 洋司
人事院近畿事務局第二課長	宇賀 二郎
人事院中国事務局第二課長	山下 宣英
人事院四国事務局第二課長	田村 倫生
人事院九州事務局第二課長	小野 一敏
人事院沖縄事務所調査課長	穀田 聰

記

2024年度国家公務員採用一般職試験(高卒程度試験)

2024年度税務職員採用試験

公 告

諸 事 項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出してください。

令和7年(家)第7071号

山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1

申立人 平生町長 浅本 邦裕

本籍山口県熊毛郡平生町大字平生村265番地

2、最後の住所山口県熊毛郡平生町大字平生村630番地の1 ホームタウン平生W-7-L、
死亡の場所山口県熊毛郡平生町、死亡年月日
令和6年12月16日、出生の場所米領ハワイホ
ノルル府、出生年月日大正13年5月5日、職
業無職

被相続人 亡 久保 武夫

山口県周南市栄町1丁目27番地

相続財産清算人 弁護士 弘田 英規

催告期間満了日 令和8年5月31日

山口家庭裁判所岩国支部

令和7年(家)第304号

高松市多肥下町1504-6

申立人 佃 宣昌

本籍香川県高松市中央町196番地3、最後の
住所香川県高松市三谷町2315番地6、死亡の
場所香川県高松市、死亡年月日令和6年11月
4日、出生の場所大阪府大阪市東区、出生年
月日昭和15年6月17日、職業無職

被相続人 亡 佃 勝

香川県高松市丸の内11-10 開発ビル2階

蓮寿法律事務所

相続財産清算人 弁護士 佐々木寿徳

催告期間満了日 令和8年5月31日

高松家庭裁判所

令和7年(家)第9175号
福岡県京都郡苅田町新津1504-72
申立人 清水 伸
本籍北九州市小倉南区舞ヶ丘3丁目3番、最後の住所北九州市小倉南区舞ヶ丘3丁目3番6号、死亡の場所北九州市小倉北区、死亡年月日令和7年2月27日、出生の場所北九州市小倉区、出生年月日昭和38年5月10日、職業自営業
被相続人 亡 鳴田志刀武
事務所北九州市小倉北区金田2丁目6番4号リーガルタワー2階
相続財産清算人 弁護士 追田 学
催告期間満了日 令和8年6月1日
福岡家庭裁判所小倉支部

令和7年(家)第185号
愛媛県西条市壬生川445番地1
申立人 株式会社秋山魚市場
本籍愛媛県松山市柳原438番地、最後の住所愛媛県西条市三津屋南4番16フレッサ1501号、死亡の場所愛媛県西条市、死亡年月日令和7年4月2日、出生の場所大阪府大阪市西淀川区、出生年月日昭和3年5月31日、職業無職
被相続人 亡 三浦 辰子
愛媛県西条市周布424番地3
相続財産清算人 司法書士 塩崎 岳伸
催告期間満了日 令和8年6月1日
松山家庭裁判所西条支部

令和7年(家)第1144号
高知市神田684番地9
申立人 黒田 祥惠
本籍高知県長岡郡大豊町川井240番地、最後の住所高知市神田685番地5黒田ビルII-106、死亡の場所高知県高知市、死亡年月日令和7年6月21日、出生の場所高知県長岡郡大豊村、出生年月日昭和43年1月20日、職業会社員
被相続人 亡 三谷美智明
事務所高知市城北町1番3号
相続財産清算人 司法書士 伊藤 真
催告期間満了日 令和8年5月25日
高知家庭裁判所

令和7年(家)第467号
高知県室戸市浮津一番町16番地
申立人 菊野 秀治
本籍高知県室戸市浮津467番地、最後の住所高知県室戸市浮津467番地、死亡の場所高知県高知市、死亡年月日令和6年2月25日、出生の場所高知県安芸郡室戸町、出生年月日大正15年10月28日、職業自営業
被相続人 亡 谷岡 嘉子

事務所高知県室戸市浮津一番町16番地
相続財産清算人 司法書士 菊野 秀治
催告期間満了日 令和8年6月5日
高知家庭裁判所安芸支部

令和7年(家)第6058号
長崎県長崎市中町4-17中山ビル3階
申立人 中山 久美
本籍長崎県佐世保市原分町370番地、最後の住所長崎県佐世保市原分町372番地の3、死亡の場所長崎県佐世保市、死亡年月日推定令和7年4月5日、出生の場所長崎県佐世保市、出生年月日昭和34年12月14日、職業不詳
被相続人 亡 松田 一郎
長崎県佐世保市城山町5番1号
相続財産清算人 松本 知巳
催告期間満了日 令和8年5月15日
長崎家庭裁判所佐世保支部

令和7年(家)第4015号
岩手県金石市小佐野町2丁目1番17号
申立人 平松由賀子
本籍岩手県金石市小佐野町2丁目78番地、最後の住所岩手県金石市小佐野町2丁目2番22号、死亡の場所岩手県金石市、死亡年月日推定令和7年2月、出生の場所岩手県金石市、出生年月日昭和33年1月10日、職業不明
被相続人 亡 猿川 世一
岩手県花巻市桜町1丁目433番地3早池峰法律事務所
相続財産清算人 弁護士 前田 育
催告期間満了日 令和8年5月22日
盛岡家庭裁判所遠野支部

令和7年(家)第80200号
秋田県秋田市山王4丁目1番1号
申立人 秋田県
本籍秋田県横手市増田町増田字伊勢堂40番地1、最後の住所埼玉県朝霞市膝折町1丁目5番27号ライブコア朝霞106号、死亡の場所埼玉県朝霞市、死亡年月日令和4年8月1日頃から10日頃までの間、出生の場所秋田県平鹿郡増田町、出生年月日昭和36年5月28日、職業会社役員
被相続人 亡 小笠 順
事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂3-7-6武笠ビル1-5階 たかの県府前法律事務所
相続財産清算人 弁護士 高野 哲好
催告期間満了日 令和8年5月27日
さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第624号
神奈川県横浜市旭区左近山448番地の3左近山団地9街区12棟101号
申立人 目黒 敏江
本籍埼玉県三郷市彦成4丁目184番地、最後の住所埼玉県三郷市彦成3丁目11番5-201号、死亡の場所埼玉県三郷市、死亡年月日推定平成28年12月9日、出生の場所東京都台東区、出生年月日昭和42年7月3日、職業不明
被相続人 亡 伊藤 淳一
事務所埼玉県三郷市三郷1丁目13番12号MTビル2階みさと法律事務所
相続財産清算人 弁護士 松浦麻里沙
催告期間満了日 令和8年5月22日
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和7年(家)第30273号
千葉県習志野市谷津3丁目12番22-613号
申立人 庄山 恵子
本籍千葉県習志野市谷津3丁目12番、最後の住所千葉県習志野市谷津3丁目12番22-613号、死亡の場所千葉県習志野市、死亡年月日令和6年10月31日、出生の場所千葉県印旛郡久住村、出生年月日昭和27年3月2日、職業無職
被相続人 亡 山田 光顕
事務所千葉市中央区中央4丁目17番3号袖ヶ浦ビル6階 佐野総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 谷 麻衣子
催告期間満了日 令和8年5月18日
千葉家庭裁判所

令和7年(家)第71662号
東京都中央区銀座6丁目17番1号
申立人 東京信用保証協会
本籍東京都府中市四谷3丁目64番地の96、最後の住所東京都世田谷区経堂4丁目6番3号経堂パレス501、死亡の場所東京都目黒区、死亡年月日令和6年5月27日、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和35年4月12日、職業会社役員
被相続人 亡 三田 俊彦
事務所東京都中央区築地2丁目3番4号メトロシティ築地新富町601号 はぜのき法律事務所
相続財産清算人 弁護士 内藤 滋
催告期間満了日 令和8年6月1日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第7121号
神奈川県川崎市中原区中原1丁目565番地
申立人 高橋 道代
本籍神奈川県川崎市中原区中原1丁目565番地、最後の住所神奈川県相模原市緑区若柳636番地15、死亡の場所山梨県都留市、死亡年月日推定令和4年11月25日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和33年5月2日、職業不明
被相続人 亡 高橋 薫
神奈川県相模原市中央区富士見5丁目2番12号サンロードビル2階A号室 齋藤法律事務所
相続財産清算人 弁護士 齋藤 守
催告期間満了日 令和8年5月25日
横浜家庭裁判所相模原支部

令和7年(家)第15159号
東京都港区浜松町2丁目3番1号
申立人 リサRT債権回収株式会社
本籍新潟県新潟市西区寺尾西5丁目5973番地1、最後の住所新潟市西区五十嵐中島4丁目10番21号、死亡の場所新潟県新潟市西区、死亡年月日令和6年1月11日、出生の場所新潟県新潟市、出生年月日昭和30年2月18日、職業不明
被相続人 亡 斎藤 信治
事務所新潟市中央区東中通一番町86番地51新潟東中通ビル4階 いなほ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 磯部 亘
催告期間満了日 令和8年5月29日
新潟家庭裁判所

令和7年(家)第30138号
静岡県静岡市駿河区高松1丁目18番2号
申立人 興津 初江
本籍静岡県静岡市葵区黒俣1010番地、最後の住所静岡県静岡市葵区上足洗2丁目7番35-3号、死亡の場所静岡県静岡市葵区、死亡年月日令和6年3月3日頃、出生の場所静岡県静岡市、出生年月日昭和28年7月24日、職業無職
被相続人 亡 梶山 明美
静岡県静岡市葵区伝馬町8-6 トップセンタービル13階 共和法律事務所
相続財産清算人 弁護士 伊代田雄大
催告期間満了日 令和8年6月8日
静岡家庭裁判所

令和7年(家)第3085号
滋賀県近江八幡市大中町19番地
申立人 西居 千秋
本籍滋賀県近江八幡市沖島町250番地、最後の住所滋賀県近江八幡市沖島町250番地、死亡の場所滋賀県近江八幡市、死亡年月日推定平成22年9月15日、出生の場所滋賀県近江八幡市、出生年月日昭和35年6月24日、職業不詳
被相続人 亡 北 宗義
滋賀県彦根市佐和町3-15 千祥ビル4階
生駒法律事務所
相続財産清算人 弁護士 生駒 英司
催告期間満了日 令和8年6月18日
京都家庭裁判所彦根支部
大津家庭裁判所彦根支部
令和7年(家)第937号
京都市北区小山花ノ木町14
申立人 四方田純夫
本籍京都市北区小山花ノ木町30番地2、最後の住所京都市伏見区深草加賀屋敷町4番地1、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月日平成29年4月18日、出生の場所福井県大飯郡高浜町、出生年月日昭和21年12月3日、職業不詳
被相続人 亡 四方田 彰
事務所京都市中京区河原町通二条西入 宮崎ビル2階 中村利雄法律事務所
相続財産清算人 弁護士 宮崎 純一
催告期間満了日 令和8年5月28日
京都家庭裁判所
令和7年(家)第1558号
京都市伏見区深草平田町7-3 メイズツイン203 花木司法書士事務所
申立人 花木 明人
本籍京都市下京区西新屋敷中之町121番地、最後の住所京都府長岡京市友岡4丁目18番1号長岡病院、死亡の場所京都府長岡京市、死亡年月日令和7年5月22日、出生の場所京都市下京区、出生年月日昭和27年12月11日、職業不詳
被相続人 亡 浦野 宗
事務所京都市中京区烏丸御池東入 アーバネットワークス御池ビル東館6階 御池総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 志部淳之介
催告期間満了日 令和8年5月28日
京都家庭裁判所

令和7年(家)第1757号
京都府宇治市神明宮西31番地の2
申立人 山田 伸幸
本籍大阪市浪速区難波中2丁目4番地、最後の住所京都市右京区西京極北裏町27番地1 ラフィネ西京極203号室、死亡の場所京都市右京区、死亡年月日令和7年5月中旬頃、出生の場所京都府福知山市、出生年月日昭和45年9月28日、職業無職
被相続人 亡 大西 盛毅
事務所京都市中京区中筋通竹屋町上る末丸町541番38 彦惣・竹内法律事務所
相続財産清算人 弁護士 竹内 由起
催告期間満了日 令和8年5月28日
京都家庭裁判所
令和7年(家)第81290号
大阪市港区港晴1丁目1番1号
申立人 株式会社サンセイ
本籍石川県七尾市能登島佐波町ヲ部11番地、最後の住所大阪市住之江区南港中2丁目5番21-1326号、死亡の場所大阪府大阪市住之江区、死亡年月日令和6年12月21日ころから31日ころまでの間、出生の場所大阪府大阪市大正区、出生年月日昭和23年12月3日、職業不明
被相続人 亡 山田美榮子
大阪市北区曾根崎2丁目6番6号コウヅキキャピタルウエスト12階
相続財産清算人 弁護士 笹野 誠平
催告期間満了日 令和8年6月24日
大阪家庭裁判所
令和7年(家)第81277号
奈良県香芝市北今市6-433
申立人 喜多 伸子
本籍大阪府大阪市阿倍野区北畠1丁目2番地、最後の住所大阪市阿倍野区北畠1丁目8番38号、死亡の場所大阪府大阪市住吉区、死亡年月日令和7年7月19日、出生の場所大阪府大阪市東区、出生年月日大正13年8月29日、職業不明
被相続人 亡 片山貴美子
大阪市中央区淡路町2丁目6番5号井上ビル2階
相続財産清算人 弁護士 木村 修大
催告期間満了日 令和8年6月24日
大阪家庭裁判所

令和7年(家)第5107号
岡山県倉敷市西中新田640番地
申立人 倉敷市
本籍岡山県笠岡市大島中8919番地、最後の住所岡山県倉敷市西阿知町336番地25、死亡の場所岡山県笠岡市、死亡年月日令和6年4月17日、出生の場所岡山県浅口郡大島村、出生年月日昭和18年9月3日、職業不明
被相続人 亡 大島 久輝
岡山県倉敷市川西町3番15号 第一オフィス
相続財産清算人 大熊 恵子
催告期間満了日 令和8年5月27日
岡山家庭裁判所倉敷支部
令和7年(家)第5113号
岡山県倉敷市西中新田640番地
申立人 倉敷市
本籍岡山県倉敷市福田町古新田1001番地15、最後の住所岡山県倉敷市福田町古新田1001番地15、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日令和6年9月8日、出生の場所大阪府大阪市西成区、出生年月日昭和14年9月2日、職業不明
被相続人 亡 池田 和良
岡山県総社市三須649番地29
相続財産清算人 司法書士 宮川 康弘
催告期間満了日 令和8年5月20日
岡山家庭裁判所倉敷支部
令和7年(家)第2114号
徳島県徳島市仲之町2丁目18番地1
申立人 徳島信用金庫
本籍徳島県徳島市昭和町6丁目26番地、最後の住所徳島県徳島市昭和町6丁目26番地、死亡の場所徳島県徳島市、死亡年月日令和7年6月19日頃、出生の場所徳島県徳島市、出生年月日昭和23年9月10日、職業個人事業主
被相続人 亡 吉田 俊夫
事務所徳島県徳島市新蔵町1丁目6番地の1
相続財産清算人 弁護士 島内 保彦
催告期間満了日 令和8年6月30日
徳島家庭裁判所

令和7年(家)第174号
香川県高松市寿町1丁目3番6号
申立人 香川県農業協同組合
本籍香川県小豆郡土庄町滝宮甲492番地、最後の住所香川県小豆郡土庄町滝宮甲533番地1、死亡の場所香川県小豆郡土庄町、死亡年月日令和4年8月10日、出生の場所香川県小豆郡土庄町、出生年月日昭和8年9月15日、職業不明
被相続人 亡 石井 三好
香川県高松市内町1-13日新内町ビル7階あすか総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 植松 浩司
催告期間満了日 令和8年6月1日
高松家庭裁判所土庄出張所
令和7年(家)第277号
大分県大分市岩田町3丁目18番5号
申立人 近藤 丈了
本籍大分県宇佐市大字江須賀1204番地1、最後の住所愛媛県今治市蒼社町1丁目4番2号、死亡の場所愛媛県今治市、死亡年月日平成27年12月16日、出生の場所大分県宇佐郡長洲町、出生年月日昭和31年1月24日、職業不詳
被相続人 亡 近藤 順一
事務所大分県大分市中島西3丁目2番26号
大分弁護士ビル3階 弁護士法人平山法律事務所
相続財産清算人 弁護士 三宮 義博
催告期間満了日 令和8年6月8日
松山家庭裁判所今治支部
令和7年(家)第9195号
北九州市八幡西区筒井町2-13-101
申立人 藤川 竜也
本籍北九州市小倉南区沼緑町2丁目3番、最後の住所北九州市小倉南区沼緑町2丁目3番28号、死亡の場所北九州市小倉南区、死亡年月日平成28年4月26日、出生の場所北九州市小倉区、出生年月日昭和46年8月4日、職業自営業
被相続人 亡 藤川 英也
事務所北九州市小倉北区米町1丁目1番1号
小倉駅前ひびきビル303号
相続財産清算人 弁護士 柴田 裕之
催告期間満了日 令和8年6月4日
福岡家庭裁判所小倉支部

令和7年(家)第764号
東京都羽村市緑ヶ丘3-18-2 ファミーウ
緑ヶ丘305号
申立人 一戸 武彦
本籍青森県弘前市大字百沢字大平野23番地、
最後の住所青森県弘前市大字北園1丁目6番
地2 弘前愛成会病院、死亡の場所青森県弘
前市、死亡年月日令和6年6月16日、出生の
場所青森県中津軽郡豊田村、出生年月日昭和
28年10月14日、職業無職
被相続人 亡 佐藤 清孝
事務所青森県弘前市大字元大工町16番地 あ
すなろ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山川 理宏
催告期間満了日 令和8年5月21日
青森家庭裁判所弘前支部

令和7年(家)第7013号
福島県東白川郡棚倉町大字仁公儀字ソナ地
250番地5
申立人 佐藤 範真
本籍福島県東白川郡矢祭町大字宝坂字鶴ヶ池
143番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場
所福島県東白川郡塙町、死亡年月日令和6年
11月21日、出生の場所福島県東白川郡矢祭村、
出生年月日昭和32年6月8日、職業不詳
被相続人 亡 佐藤 文英
福島県白河市明戸114番地2
相続財産清算人 弁護士 吉川 幸雄
催告期間満了日 令和8年5月31日
福島家庭裁判所棚倉出張所

令和7年(家)第20019号
栃木県那須塩原市塩原235番地1
申立人 シーアイヴィラ那須塩原2・ラムダ管
理組合法人
本籍埼玉県川口市大字峯1319番地、最後の住
所栃木県那須塩原市塩原235番地1 シーアイ
ヴィラ那須塩原II・ラムダ523号、死亡の場
所栃木県那須塩原市、死亡年月日令和5年11
月8日、出生の場所埼玉県鶴ヶ谷市、出生年
月日昭和50年4月29日、職業不明
被相続人 亡 内田 文
事務所栃木県那須塩原市方京1-16-5 弁
護士法人戸野・田並・小佐田法律事務所
相続財産清算人 弁護士 戸野 俊介
催告期間満了日 令和8年5月27日
宇都宮家庭裁判所大田原支部

令和7年(家)第20025号
宇都宮市桜4丁目1番25号
申立人 株式会社足利銀行

本籍栃木県那須塩原市塩原696番地、最後の
住所栃木県那須塩原市塩原696番地、死亡の
場所栃木県那須塩原市、死亡年月日令和6年
12月6日、出生の場所栃木県塩谷郡塩原町、
出生年月日昭和35年3月12日、職業会社役員
被相続人 亡 伊藤 正章
事務所栃木県大田原市末広1丁目1番32号三
浦ビル2階 潮田賢治法律事務所
相続財産清算人 弁護士 潮田 賢治
催告期間満了日 令和8年5月27日
宇都宮家庭裁判所大田原支部

令和7年(家)第20057号
栃木県小山市花垣町1丁目13番57号
申立人 小山ハイコーポ管理組合
本籍福島県いわき市四倉町狐塚字古川82番地
2、最後の住所栃木県小山市花垣町1丁目13
番57号小山ハイコーポ2棟227号、死亡の場
所茨城県笠間市、死亡年月日推定平成30年9
月2日、出生の場所福島県磐城市、出生年月
日昭和34年9月6日、職業不明
被相続人 亡 太田 強
事務所栃木県小山市八幡町1-1-5オフィ
ス115 1階101 鹿村法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鹿村 康平
催告期間満了日 令和8年6月5日
宇都宮家庭裁判所栃木支部

令和7年(家)第20098号
群馬県佐波郡玉村町下新田263番地1
申立人 恩田 瞬一
本籍群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢1988
番地400、最後の住所群馬県吾妻郡長野原町
大字与喜屋1624番地からまつ荘、死亡の場所
群馬県吾妻郡長野原町、死亡年月日令和7年
5月17日、出生の場所群馬県勢多郡木瀬村、
出生年月日昭和21年12月29日、職業無職
被相続人 亡 布施川眞世
群馬県高崎市あら町233番地 ドルチェ
ヴィータ高崎3階西 あおい法律事務所
相続財産清算人 小和瀬 智
催告期間満了日 令和8年5月20日
前橋家庭裁判所

令和7年(家)第80244号
埼玉県川口市川口4丁目4番31号
申立人 川口第一永谷マンション管理組合
本籍東京都墨田区本所4丁目17番地1、最後
の住所埼玉県川口市川口4丁目4番31-203
号第一永谷マンション、死亡の場所埼玉県川
口市、死亡年月日令和6年6月18日、出生の
場所東京都墨田区、出生年月日昭和32年8月
1日、職業不明
被相続人 亡 小堀 守男

事務所埼玉県朝霞市仲町2-2-38-805小
山法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小山 香
催告期間満了日 令和8年6月1日
さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第80261号
埼玉県朝霞市本町1-1-1
申立人 朝霞市長 松下 昌代
本籍東京都豊島区南大塚2丁目1617番地、最
後の住所埼玉県朝霞市幸町1丁目8番40号、
死亡の場所埼玉県富士見市、死亡年月日平成
22年8月16日、出生の場所台湾台南州嘉義市
榮町4丁目63番地、出生年月日昭和15年2月
20日、職業無職
被相続人 亡 永尾 昌夫
事務所埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-
11-20大宮JPビルディング14階 弁護士法
人グリーンリーフ法律事務所
相続財産清算人 弁護士 田中 智美
催告期間満了日 令和8年5月29日
さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第744号
埼玉県草加市金明町121-14
申立人 大野 光男
本籍埼玉県草加市西町1022番地2、死亡の場所東
京都足立区、死亡年月日令和7年7月8日、
出生の場所埼玉県草加市、出生年月日昭和38
年1月14日、職業会社員
被相続人 亡 大野 国男
事務所埼玉県草加市高砂2丁目11番7号草加
駅前ビル3階山本達夫法律事務所
相続財産清算人 弁護士 山本 達夫
催告期間満了日 令和8年5月22日
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和7年(家)第7067号
新潟県長岡市寺泊野積6413番地
申立人 深瀧 敬
本籍新潟県長岡市寺泊野積5401番地、最後の
住所千葉県山武市椎崎1439番地85、死亡の場
所千葉県山武市、死亡年月日平成25年11月27
日、出生の場所新潟県三島郡寺泊町、出生年
月日昭和11年3月14日、職業無職
被相続人 亡 松井傳次郎
事務所千葉市中央区中央3丁目10番4号マーキュ
リーヤー千葉6階 すみれ総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 東 耕三
催告期間満了日 令和8年6月20日
千葉家庭裁判所八日市場支部

令和7年(家)第30138号
千葉県市川市本北方2丁目3番7棟108号
申立人 岩橋 茂美
本籍千葉県市川市八幡1丁目20番、最後の住
所千葉県市川市八幡1丁目17番12-802号ラ
イオンズシティ本八幡、死亡の場所千葉県市
川市、死亡年月日令和元年6月19日、出生の
場所東京都東京市向島区、出生年月日昭和17
年5月29日、職業無職
被相続人 亡 山田 弘
事務所千葉県市川市南八幡4丁目5番20号工
ムワイビル5Aアライズ総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鈴木 隆文
催告期間満了日 令和8年6月17日
千葉家庭裁判所市川出張所

令和7年(家)第71974号
滋賀県草津市西大路町1番1号
申立人 AG債権回収株式会社
本籍東京都杉並区下井草3丁目184番地、最
後の住所東京都杉並区下井草3丁目1番21
号、死亡の場所東京都杉並区、死亡年月日令
和5年1月20日、出生の場所長野県下伊那郡
上郷村、出生年月日昭和38年3月7日、職業
不明
被相続人 亡 篠 雄二
事務所東京都千代田区神田司町2丁目7番地
福禄ビル5階 クラース東京法律事務所
相続財産清算人 弁護士 大澤美穂子
催告期間満了日 令和8年6月1日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第72169号
東京都港区南麻布1丁目22番10号
申立人 横山喜久江
本籍東京都東久留米市中央町5丁目517番地
6、最後の住所東京都中野区若宮3丁目6番
3号チエリーコートII 201、死亡の場所東
京都板橋区、死亡年月日令和7年6月7日、
出生の場所東京都東京市板橋区、出生年月日
昭和12年8月26日、職業無職
被相続人 亡 久保田トキ
事務所東京都渋谷区西原3-38-12ボルカ
ジュ代々木上原305号 代々木上原とちのき
法律事務所
相続財産清算人 弁護士 井村 華子
催告期間満了日 令和8年6月1日
東京家庭裁判所

相続財産清算人の改任

次の被相続人について、その相続財産の清算人を次のとおり改任した。

令和6年(家)第247号

申立人 職権

本籍北海道苫前郡羽幌町南5条3丁目7番地

1、最後の住所北海道苫前郡羽幌町南5条3丁目7番地の1、死亡の場所北海道留萌市、死亡年月日令和6年7月15日、出生の場所北海道苫前郡羽幌町、出生年月日昭和3年2月15日、職業無職

被相続人 亡 佐藤 秀義

事務所北海道留萌市花園町2丁目2番13号信和商事ビル2階4号室オロロンひまわり基金法律事務所

改任前の相続財産清算人 弁護士 小柳のぞみ

事務所北海道留萌市花園町2丁目2番13号信和商事ビル2階4号室オロロンひまわり基金法律事務所

改任後の相続財産清算人 弁護士 後藤 史彦
旭川家庭裁判所留萌支部

令和7年(家)第146号

申立人 職権

本籍北海道留萌市宮園町1丁目27番地、最後の住所北海道留萌市栄町1丁目5番27号グループホームもみの木、死亡の場所北海道深川市、死亡年月日令和7年4月10日、出生の場所北海道留萌郡留萌町、出生年月日昭和10年11月18日、職業無職

被相続人 亡 烏居美智子

事務所北海道留萌市花園町2丁目2番13号信和商事ビル2階4号室オロロンひまわり基金法律事務所

改任前の相続財産清算人 弁護士 小柳のぞみ
事務所北海道留萌市花園町2丁目2番13号信和商事ビル2階4号室オロロンひまわり基金法律事務所

改任後の相続財産清算人 弁護士 後藤 史彦
旭川家庭裁判所留萌支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和7年(ヘ)第1号

鹿児島県姶良市加治木町本町110番地

申立人 厚地 健二

権利の届出の終期 令和8年2月16日

令和7年10月21日 加治木簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)土地 姶良市加治木町本町53番2

宅地 29.09平方メートル

(2)登記年月日番号 鹿児島地方法務局霧島支局明治33年4月19日受付第1359号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 地上権設定

原因 明治33年4月11日設定

目的 建物所有

範囲 宅地159坪の内南方50坪

存続期間 12年

地代 1月80銭

支払期 每月末日

地上権者 姶良郡加治木町加治木64番戸

久枝喜之助

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第81号

沖縄県中頭郡北中城村島袋601-7 3F

申立人 山田 貴子

本籍沖縄県沖縄市胡屋2丁目40番地、最後の住所南洋群島サイパン島以下不詳

不在者 山田 智子

昭和18年5月以下不詳

届出期間満了日 令和8年1月13日

那覇家庭裁判所沖縄支部

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(ヘ)第2号

愛知県大府市長草町下田ノ松48番地1

申立人 株式会社ササキペイント

代表者代表取締役 佐々木 悟

権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月28日

令和7年10月29日 半田簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 YA26786

金額 900,000円

支払期日 令和7年1月31日

支払地 愛知県半田市

支払場所 知多信用金庫栄町支店

振出日 令和6年10月31日

振出地 愛知県半田市

振出人 手島ガス住設株式会社 代表取締役
手島 寿宏

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第7号

東京都港区虎ノ門1丁目17番1号

申立人 Poly Charge Asia 合同会社

代表者代表社員 ポリチャージ・アメリカ・インク

職務執行者 スティーブン・ヤリジス

権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月28日

令和7年10月29日 大阪簡易裁判所
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 BQ24088

金額 1,980,000円

支払期日 令和7年7月10日

支払地 大阪市

支払場所 株式会社三菱UFJ銀行瓦町支店

振出日 令和7年5月10日

振出地 大阪市

振出人 ダイトロン株式会社 代表取締役
土屋 伸介

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号

岐阜県関市東貸上12番地の1

申立人 関信用金庫

代表者代表理事 石竹 智範

申立人代理人弁護士 堀 雅博

権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月28日

令和7年10月29日 東大阪簡易裁判所
(別紙) 目録

為替手形 1通

手形番号 AA50528

金額 716,500円

支払人 株式会社ペツツルート

支払期日 令和7年2月7日

支払地 大阪府東大阪市

支払場所 大阪信用金庫東大阪支店

振出日 令和6年10月21日

振出地 大阪府八尾市

振出人 株式会社ペツツルート 代表取締役
小野 誠

引受人 株式会社ペツツルート 代表取締役
小野 誠

受取人 東亜シーザ株式会社 代表取締役
土岐 知弘

最終所持人 申立人

破産手続における包括的禁止命令

令和7年(フ)第5333号

大阪府泉佐野市りんくう往来南3番41メディカルりんくうポート2階

債務者 医療法人紀隆会

主文 すべての債権者は、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分(国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。)をしてはならない。

令和7年10月24日

大阪地方裁判所第6民事部

破産手続における保全管理命令

令和7年(フ)第5333号

大阪府泉佐野市りんくう往来南3番41 メディカルりんくうポート2階

債務者 医療法人紀隆会

1 主文 破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に關し、保全管理人による管理を命ずる。

2 保全管理人 弁護士 鈴木 藏人

令和7年10月24日

大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第114号

長野県東御市下之城1323番地2

債務者 株式会社色彩食そらや
代表者代表取締役 坂田 寿枝

- 1 決定年月日時 令和7年10月31日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤井 志織
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午前10時30分

長野地方裁判所上田支部

令和7年(フ)第1842号

東京都東大和市芋窪3-1653-4ルミエール
コート201、商業登記簿上の本店所在地東京都東大和市芋窪5丁目1135番地の3

債務者 株式会社緑匠
代表者代表取締役 吉岡 貴彦

- 1 決定年月日時 令和7年10月31日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浜崎 宏
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午前10時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第245号

岐阜市若杉町13番地1

債務者 合同会社アイサポート岐阜
代表者代表社員 木村 有志

- 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平松 卓也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午前10時20分

岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第594号

神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋716番地の2

債務者 有限会社和田設備工業
代表者代表取締役 和田 圭一

- 1 決定年月日時 令和7年11月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野 広司
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午前11時

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第607号

神奈川県秦野市鶴巻1688番地の5

債務者 C o s a e l u 株式会社
代表者代表取締役 高野光太郎

- 1 決定年月日時 令和7年11月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中野智一朗
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午前10時30分

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第637号

神奈川県伊勢原市下平間724番地の1

債務者 株式会社V O L T
代表者代表取締役 宮崎 秀

- 1 決定年月日時 令和7年11月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 加藤 勝
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午後2時

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第96号

山形県米沢市中央2丁目3番18号

債務者 極楽麦酒本舗合同会社
代表者代表社員 高橋 英夫

- 1 決定年月日時 令和7年11月4日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 羽生田 智

- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午前10時

山形地方裁判所米沢支部

令和7年(フ)第448号

岡山市南区藤田539番地

債務者 ましお設備工業有限会社
代表者代表取締役 馬塙 真

- 1 決定年月日時 令和7年10月31日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 奥野 哲也
- 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午前10時40分

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第518号

新潟市南区西白根269番地 A G A S A · S
E N N I C H I · H号棟

債務者 株式会社2 L F B E E R
代表者代表取締役 井上 拓哉

- 1 決定年月日時 令和7年11月4日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 江花 史郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年12月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午前10時30分

新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第752号

北九州市小倉北区魚町2丁目3番11号

債務者 有限会社フランネル
代表者取締役 新田 和夫

- 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 哲也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月20日午後2時30分

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第110号

佐賀県武雄市北方町大字大崎1103番地

債務者 株式会社かどやコーポレーション
代表者代表取締役 宮本 哲志

- 1 決定年月日時 令和7年10月31日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 佐藤 潤一

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午後3時
佐賀地方裁判所武雄支部

令和7年(フ)第778号

北九州市小倉北区若富士町1-10 アサヒビル304

債務者 ピックアイランド株式会社
代表者代表取締役 岡村 信二

- 1 決定年月日時 令和7年10月31日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐々田由華子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午後2時30分
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第209号

沖縄県糸満市西崎町5丁目6番地の15

債務者 株式会社七福商事
代表者代表取締役 手登根 渉

- 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安里 学
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午前11時45分
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第131号

栃木県佐野市伊勢山町1824番地

債務者 株式会社佐野企画
代表者代表取締役 竹内 啓二

- 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小沼 正毅
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月23日午前10時15分
宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(フ)第1174号

京都市西京区大枝沓掛町26番地383

債務者 株式会社ホームビューティーサービス
代表者代表取締役 伴田 博喜

- 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 斎藤 麻耶
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月28日午後3時45分
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第5211号	1 決定年月日時 令和7年10月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡根 竜介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午後1時15分 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第247号	1 決定年月日時 令和7年10月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村山 雅信 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月29日午後2時20分 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第257号	1 決定年月日時 令和7年10月31日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金 銘愛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午前10時30分 津地方裁判所四日市支部破産係
令和7年(フ)第257号	1 決定年月日時 令和7年10月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小林 智哉 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月2日午前11時15分 名古屋地方裁判所一宮支部
令和7年(フ)第161号	1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 翔太 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午前10時30分 釧路地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1180号	1 決定年月日時 令和7年10月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松岡 泰樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月9日午後2時40分 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第2324号	1 決定年月日時 令和7年10月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河野 ゆう 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月9日午前10時 和歌山地方裁判所御坊支部
令和7年(フ)第1215号	1 決定年月日時 令和7年10月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松岡 泰樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月9日午後2時40分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第286号	1 決定年月日時 令和7年10月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池上 哲朗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午前11時30分 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第286号	1 決定年月日時 令和7年10月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤巻 俊一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月5日午後2時 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第126号	1 決定年月日時 令和7年10月30日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河口友一朗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月5日午前11時 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
令和7年(フ)第2323号	1 決定年月日時 令和7年10月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松岡 泰樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月9日午後2時40分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第28号	1 決定年月日時 令和7年10月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河野 ゆう 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月9日午前10時 和歌山地方裁判所御坊支部
令和7年(フ)第26号	1 決定年月日時 令和7年10月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河野 ゆう 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月9日午前10時 和歌山地方裁判所御坊支部
令和7年(フ)第26号	1 決定年月日時 令和7年10月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 尾崎 浩平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月16日午前10時50分 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第273号	1 決定年月日時 令和7年10月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉川 奈奈 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月24日午前10時 福井地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第342号	1 決定年月日時 令和7年10月31日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河野 康之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午後4時 松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第1711号 福岡市南区高宮5丁目1番1号 債務者 株式会社Napo Napo Company 代表者代表取締役 上田由美子 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐野 俊明 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月13日午後2時 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月28日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡 香織 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月19日午前11時 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第130号 茨城県北茨城市磯原町磯原1丁目234番地2 債務者 有限会社磯原観光タクシー 代表者代表取締役 荒川 洋子 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高梨 亮輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年2月2日午後1時30分 福島地方裁判所郡山支部破産係
令和7年(フ)第4923号 大阪市西区南堀江4丁目10番5号 債務者 株式会社芝商會 代表者代表取締役 山本 幸造 1 決定年月日時 令和7年10月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福下 大地 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月15日午後1時30分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年10月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 守田 尚弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月21日午前10時 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第1858号 福岡市博多区住吉5丁目6番18号 債務者 有限会社瑠璃 代表者代表取締役 岸岡 敏行 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 守田 尚弘 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月26日午前10時30分 水戸地方裁判所日立支部
令和7年(フ)第1893号 福岡市西区上山門2丁目12番6号 債務者 シンコー化成株式会社 代表者代表取締役 山下 康二 1 決定年月日時 令和7年10月29日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 馬場 勝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月15日午前10時 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年10月27日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉岡 隆典 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月21日午後2時 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第1906号 福岡県古賀市鹿部335番地64 債務者 株式会社ニッショ一(旧商号株式会社日祥) 代表者代表取締役 山口 悅郎 1 決定年月日時 令和7年10月31日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野田 泰彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月26日午後2時50分 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第5119号 大阪府東大阪市友井2丁目29番7号上田ビル 1階 債務者 株式会社荻野工業 代表者代表取締役 荻野 新次 1 決定年月日時 令和7年10月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横山 竜一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月19日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年10月30日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石坂 崇彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月21日午前11時 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第1950号 福岡県春日市小倉4丁目224-107号 債務者 合同会社ラヴィケア 代表者代表社員 長野 真一 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中山 泰誠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月26日午前10時30分 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
令和7年(フ)第29号 兵庫県丹波市山南町和田526番地2 債務者 新和加工株式会社 代表者代表取締役 中野 健 1 決定年月日時 令和7年10月31日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久米 知之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月23日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年11月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大塚 晃央 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年1月27日午後3時 前橋地方裁判所太田支部	令和7年(フ)第176号 群馬県太田市新井町290番地 債務者 DFC クエスト株式会社 代表者代表取締役 菅野 達生 1 決定年月日時 令和7年11月4日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 西村 誠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年2月9日午前10時30分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第1356号 福岡市南区桧原4丁目2番20号 債務者 株式会社アンジュレーション 代表者代表取締役 伊藤 康弘	1 決定年月日時 令和7年11月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 高史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年2月9日午後3時 高知地方裁判所中村支部	令和7年(フ)第257号 福島県郡山市団景1丁目10番16号 債務者 有限会社サカエカーテン 代表者代表取締役 松本 慎吾 1 決定年月日時 令和7年11月10日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲垣 健吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和8年2月9日午後3時 高知地方裁判所中村支部

令和7年(フ)第614号
熊本県合志市御代志854番地
債務者 株式会社熊本工務店
代表者代表取締役 麻上 智史
1 決定年月日時 令和7年11月4日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 向井 飛翔
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午前10時
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第355号
岡山県倉敷市宮前329番地6
債務者 株式会社くろ一ばー
代表者代表取締役 北角 秀樹
1 決定年月日時 令和7年10月31日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 安田 寛
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月19日午後1時30分
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和7年(フ)第437号
広島市西区中広町2丁目20番10号
債務者 西部興産株式会社
代表者代表取締役 清水 誠一
1 決定年月日時 令和7年10月31日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 森山 直樹
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午後3時
広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第258号
高知市弘化台12番12号
債務者 土佐水産株式会社
代表者代表取締役 西山 孝幸
1 決定年月日時 令和7年11月4日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山下 訓生
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午後2時
高知地方裁判所破産係
破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間
次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第381号
函館市新八幡町100番地
債務者 白鳥 正裕
1 決定年月日時 令和7年10月31日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 河野 正樹
4 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月14日午前10時20分
6 免責意見申述期間 令和7年12月26日まで
函館地方裁判所
令和7年(フ)第398号
函館市日吉町2丁目31番4号
債務者 泉 彰
1 決定年月日時 令和7年10月31日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 加藤 俊一
4 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月29日午後1時50分
6 免責意見申述期間 令和7年12月26日まで
函館地方裁判所
令和7年(フ)第113号
福島市南矢野目字沢目6番地の10
債務者 長澤美智子
1 決定年月日時 令和7年10月31日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 川端 茂樹
4 破産債権の届出期間 令和7年12月1日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午前10時
6 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで
福島地方裁判所
令和7年(フ)第16号
神奈川県小田原市曾我別所774番地 コーポ下曾我Ⅱ101
債務者 清田 博子
1 決定年月日時 令和7年10月31日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 石森加奈子
4 破産債権の届出期間 令和7年12月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午後2時
6 免責意見申述期間 令和8年1月9日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第191号
神奈川県厚木市戸室3丁目6番21号 ユイシェリーノース102
債務者 森下 友貴
1 決定年月日時 令和7年10月31日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 伊奈 誠司
4 破産債権の届出期間 令和7年12月9日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午後3時
6 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
令和7年(フ)第1078号
京都市左京区岩倉三宅町30番地9
債務者 板垣 丈夫
1 決定年月日時 令和7年10月29日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 久田 浩誌
4 破産債権の届出期間 令和8年1月7日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前10時30分
6 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第1916号
福岡市南区塩原3丁目6番16号 今城アパート103号
債務者 田所 佑介
1 決定年月日時 令和7年10月29日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山本 恭輔
4 破産債権の届出期間 令和7年12月4日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月13日午後2時30分
6 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで
福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1154号
仙台市宮城野区岩切分台3丁目14番地の8
ライオンズ岩切セントマーカス306
債務者 山口 朋之
1 決定年月日時 令和7年10月31日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 笹 晃説
4 破産債権の届出期間 令和7年12月12日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午前11時15分
6 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係
令和7年(フ)第149号
茨城県牛久市南6丁目6番地9 (アーバン牛久D号館3号室)
債務者 佐藤 裕太
1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 真鍋 潤介
4 破産債権の届出期間 令和7年12月1日まで
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月26日午後2時20分
6 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第549号 岡山市南区藤田539番地13 債務者 馬塩 勲 1 決定年月日時 令和7年10月31日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 奥野 哲也 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで 岡山地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第609号 神奈川県厚木市飯山南5丁目14番16号 登山ハイツ202 債務者 佐藤 李紗 1 決定年月日時 令和7年11月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石川 由衣 4 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	4 破産債権の届出期間 令和7年12月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月30日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係	1 決定年月日時 令和7年10月31日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 後藤 直樹 4 破産債権の届出期間 令和7年12月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月6日午前10時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年12月26日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第161号 宮城県大崎市古川浦町11番32号 債務者 狩野 勝 1 決定年月日時 令和7年10月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 富田 成人 4 破産債権の届出期間 令和7年12月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月5日午後1時35分 6 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで 仙台地方裁判所古川支部破産係	令和7年(フ)第272号 神奈川県横須賀市鴨居3丁目81番15号 債務者 海老原 平 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松岡 義久 4 破産債権の届出期間 令和7年12月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月18日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで 横浜地方裁判所横須賀支部	4 免責意見申述期間 令和8年1月6日まで 盛岡地方裁判所花巻支部	令和7年(フ)第511号 新潟市南区西白根1473番地 債務者 秋山 嘉昭 1 決定年月日時 令和7年10月31日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 後藤 直樹 4 破産債権の届出期間 令和7年12月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月6日午前10時10分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
令和7年(フ)第541号 神奈川県厚木市鳶尾4丁目8番13号 M i t s u h a s h i レジデンス102 債務者 斎藤 竜一 1 決定年月日時 令和7年11月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白川 秀信 4 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午後2時30分 6 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第108号 福島県会津若松市南千石町6番20号 債務者 前田 隆幸 1 決定年月日時 令和7年10月29日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 一ノ瀬美枝 4 破産債権の届出期間 令和7年11月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年1月30日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係	6 免責意見申述期間 令和8年1月6日まで 山形地方裁判所民事部	令和7年(フ)第217号 山形県村山市大字大久保乙18番地 債務者 篠沢 功一 1 決定年月日時 令和7年10月31日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 柴田 直人 4 破産債権の届出期間 令和8年1月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月5日午前11時5分 6 免責意見申述期間 令和7年12月17日まで 横浜地方裁判所横須賀支部
令和7年(フ)第595号 神奈川県茅ヶ崎市香川2丁目19番1号 債務者 和田 圭一 1 決定年月日時 令和7年11月4日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野 広司 4 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第167号 札幌市中央区南14条西8丁目1番10号、前住所北海道帯広市白樺16条西8丁目12番地 債務者 黒田 勇一 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中原 正樹 4 破産債権の届出期間 令和7年11月28日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月17日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年12月16日まで 釧路地方裁判所帯広支部破産係	令和7年(フ)第545号 兵庫県神崎郡福崎町福田469番地14 債務者 竹村 稔 1 決定年月日時 令和7年10月31日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 直樹 4 破産債権の届出期間 令和7年12月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月22日午前10時40分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	
令和7年(フ)第112号 福島県喜多方市字村西2511番地10 債務者 伊藤 洋子 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田代 圭 4 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月4日午前10時40分 6 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第510号 新潟市南区西白根1473番地 債務者 秋山 大輝 1 決定年月日時 令和7年10月31日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	7 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで 神戸地方裁判所姫路支部	

令和7年（フ）第448号 宮崎市天満1丁目3番28号 パークビューマンション1-203号 債務者 成合 友大 1 決定年月日時 令和7年10月31日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 安田 文彦 4 免責意見申述期間 令和7年12月26日まで 宮崎地方裁判所破産係
令和7年（フ）第4687号 大阪市此花区高見1丁目6番23-1003号 債務者 すし処裕喜こと 野口 和美 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 杉野 崇太 4 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（フ）第4997号 大阪市東住吉区公園南矢田2丁目3番6号 債務者 竹本 圭司 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 剛 4 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（フ）第4337号 大阪市東淀川区大道南2丁目12番5号 カーサソレアード 501号 債務者 畑 聖 1 決定年月日時 令和7年10月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今井 紗香 4 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（フ）第4959号 大阪府茨木市沢良宜西2丁目17番36号 セレナジュハイC棟 107号 債務者 由比 秀（旧姓笠木） 1 決定年月日時 令和7年10月31日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小西 宏 4 免責意見申述期間 令和8年1月5日まで 大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間 令和7年（フ）第811号 北九州市小倉北区東篠崎3丁目2番12-103号 債務者 矢島 弥生 1 決定年月日時 令和7年10月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月15日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年（フ）第389号 北海道亀田郡七飯町大川3丁目12番56号 債務者 田中 修 1 決定年月日時 令和7年10月31日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 函館地方裁判所
令和7年（フ）第1818号 愛知県海部郡大治町大字西條字城前田109番地 シャトー松葉403号 債務者 長渡ふじえ 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年（フ）第2049号 愛知県東海市加木屋町高見80番地の1 債務者 山下 洋司 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年（フ）第2119号 名古屋市南区桜台1丁目16番11号 ストロベリーヒルズ202号 債務者 浅野 弘己 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年（フ）第2219号 名古屋市緑区森の里1丁目94番地 森の里荘2棟1007号 債務者 山本 啓子 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年（フ）第2278号 名古屋市中村区八社2丁目164番地 県営中村住宅1棟114号、従前の住所名古屋市名東区香流1丁目1012番地 名東ビル50A号 債務者 能田 義佳 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年（フ）第2284号 愛知県あま市富塚七反地41番地3 債務者 前田 和亮 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年（フ）第2304号 名古屋市中区大須3丁目44番9号 加藤ビル301号 債務者 岡田 憲治 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年（フ）第2308号 名古屋市瑞穂区瑞穂通6丁目32番地の2 中条ビル302号 債務者 中島 雅和 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第2334号 名古屋市北区楠3丁目409番地 県木ハイツ205号 債務者 竹村峯九こと 李 峯九 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月22日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和7年(フ)第818号 北九州市八幡西区馬場山東3丁目15番7-302号 債務者 石原 洋子 1 決定年月日時 令和7年10月31日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月22日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第2337号 愛知県春日井市桃山町5100番地151 債務者 古澤 誠悟 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第395号 静岡県浜松市中央区十軒町83番地の3 ウィスティリアひくま902 債務者 竹林 珑奈 1 決定年月日時 令和7年10月31日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月22日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第2371号 愛知県大府市江端町4丁目28番地の3 債務者 石浜美樹子 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第273号 福岡県久留米市山川追分1丁目12番54号 債務者 岩尾 健次(旧姓原水) 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月22日まで 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第2372号 名古屋市北区上飯田南町4丁目1番地 市営上飯田南荘6棟1102号 債務者 岡島 知里 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第277号 福岡県久留米市城島町四郎丸31番地 青木団地1棟201号 債務者 中園 博之 1 決定年月日時 令和7年10月31日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月22日まで 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第2489号 名古屋市南区赤坪町20番地 赤坪寮205号 債務者 小林 豊 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月19日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第95号 北海道網走郡美幌町字田中国有地 債務者 兼田 悠希 1 決定年月日時 令和7年10月31日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月22日まで 福岡地方裁判所久留米支部
令和7年(フ)第2414号 名古屋市緑区大高町字北平部1番地の132 債務者 吉崎 隼斗	1 決定年月日時 令和7年10月31日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年10月31日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第1864号 埼玉県蕨市北町4丁目4番9号 ロワールシティ102号 債務者 富安 一貴 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで 鉄路地方裁判所北見支部破産係

令和7年(フ)第1880号 さいたま市南区内谷2丁目2番6号 メゾン アキモト 205 債務者 橋本 直美 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第1894号 埼玉県川口市南鳩ヶ谷5丁目1番13号 ラ フォーレN103号 債務者 並里 薫 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第603号 相模原市中央区下九沢727番地 下九沢団地 8号棟853号室 債務者 福永 りさ(旧姓鈴木) 1 決定年月日時 令和7年10月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第422号 愛知県岡崎市庄司田1丁目14番地6 リ ヴェールタウン 201 債務者 吉村 鷹行 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第496号 愛知県豊田市広路町1丁目25番地1 ハイド アウト園205号、前住所愛知県豊田市泉町2 丁目5番地15 サンハーモニー102号 債務者 五十川桂子 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第1928号 札幌市豊平区西岡2条14丁目1番3号 2F 債務者 坂本 喜郎 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
令和7年(フ)第1211号 鹿児島県肝属郡肝付町波見1734番地1 債務者 木原すずえ 1 決定年月日時 令和7年10月24日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月24日まで 鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係
令和7年(フ)第1171号 札幌市西区八軒1条東1丁目5番13-401号 債務者 上野 哉 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第16号 北海道岩内郡岩内町字高台63番地 マツイハ ウス101号 債務者 佐藤 孝信 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第16号 北海道岩内郡岩内町字高台63番地 マツイハ ウス101号 債務者 佐藤 孝信 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第205号 釧路市鳥取北10丁目17番7号 エンデエルハ イツA号室、前住所釧路市富士見3丁目11番 31号 リリーコーポD号室 債務者 中野 陽太 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで 釧路地方裁判所民事部
令和7年(フ)第1828号 札幌市白石区栄通16丁目8番23号 BARR Y栄通16丁目101号 債務者 齊藤 智紀 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第206号 釧路市鳥取北10丁目17番7号 エンデエルハ イツA号室、前住所釧路市富士見3丁目11番 31号 リリーコーポD号室 債務者 中野侑莉香(旧姓岸田) 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年(フ)第171号 群馬県沼田市上原町1756番地135 債務者 吉澤雄一朗 1 決定年月日時 令和7年10月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係
令和7年(フ)第17号 群馬県沼田市上原町1756番地135 債務者 吉澤雄一朗 1 決定年月日時 令和7年10月30日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで 前橋地方裁判所沼田支部破産係
令和7年(フ)第170号 千葉県大網白里市みどりが丘2丁目20番地6 債務者 川合 美樹 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年(フ)第171号 千葉県東金市家徳366番地2 家徳コーポ B-6 債務者 小沼 孝行 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第178号
千葉県山武郡横芝光町宮川11583番地10
債務者 佐藤 真
1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年(フ)第309号
静岡県御殿場市茱萸沢90番地の10 恵コーポ
2D
債務者 月館 朋子
1 決定年月日時 令和7年10月30日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
令和7年(フ)第269号
愛知県一宮市薊安賀1丁目16番3-510号
県営薊安賀住宅
債務者 鈴木 広伸
1 決定年月日時 令和7年10月30日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
令和7年(フ)第41号
京都府福知山市大江町天田内199番地の8
債務者 千葉 道代
1 決定年月日時 令和7年10月30日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係
令和7年(フ)第855号
堺市北区金岡町704番地2 エバーグリーン
金岡4号館406号室
債務者 野口 卓馬(旧姓吉田)
1 決定年月日時 令和7年10月30日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第862号
　　大阪府高石市西取石1丁目7番36-201号
　　債務者 和工業こと 浅井 和敏
1 決定年月日時 令和7年10月30日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第889号
　　大阪府松原市河合2丁目5番12号
　　債務者 香西 義信
1 決定年月日時 令和7年10月30日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第898号
　　大阪府河内長野市南花台3丁目6番40-517号
　　債務者 上島 和美
1 決定年月日時 令和7年10月30日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第901号
　　大阪府富田林市楠風台2丁目12番5-404号
　　債務者 中定 恵
1 決定年月日時 令和7年10月30日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第914号
　　堺市南区原山台1丁7番12-407号
　　債務者 大原 珠羅

1 決定年月日時 令和 7 年 10 月 30 日午後 2 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 7 年 12 月 25 日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和 7 年（フ）第 928 号
大阪府河内長野市河合寺 423 番地の 1 < 救護施設みなど寮 >
債務者 平松 英夫
1 決定年月日時 令和 7 年 10 月 30 日午後 2 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 7 年 12 月 25 日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和 7 年（フ）第 934 号
大阪府藤井寺市沢田 2 丁目 10 番 53-405 号
債務者 岡本 怜
1 決定年月日時 令和 7 年 10 月 30 日午後 2 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 7 年 12 月 25 日まで
 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和 7 年（フ）第 89 号
兵庫県西脇市上野 35 番地の 3 イーストバレー上野 106 号、従前の住所兵庫県西脇市小坂町 37 番地の 20 ブラムガーデンハウス 201 号
債務者 青山 晶子
1 決定年月日時 令和 7 年 10 月 30 日午後 5 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 7 年 12 月 25 日まで
 神戸地方裁判所社支部
令和 7 年（フ）第 110 号
香川県綾歌郡宇多津町 3440 番地 1 ルーベル宇多津東Ⅱ-204、前住所香川県丸亀市飯山町下法軍寺 701 番地 1 タケハウス A 棟 201 号
債務者 白石 愛佳（旧姓佐古）

1 決定年月日時 令和7年10月29日午後2時30分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第133号

香川県丸亀市田村町1295番地 Axis・M
105号、前住所香川県丸亀市土器町西1丁目
758番地
債務者 吉田久美子

1 決定年月日時 令和7年10月29日午前11時30分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年12月25日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和7年(フ)第4974号

大阪市浪速区大国3丁目4番21号 エルフエ
プラザ 6D号、前住所大阪市此花区北港白
津2丁目1番56号
債務者 戸潤 大照

1 決定年月日時 令和7年10月30日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年1月7日まで

5 免責審尋期日 令和8年1月20日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第7717号

東京都杉並区和田1丁目46-11-203
債務者 藤島 遼介

1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで

5 免責審尋期日 令和8年1月13日午後2時
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7719号
東京都中野区南台2丁目11-5-201
債務者 可児 幸夫
1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで
5 免責審査期日 令和8年1月13日午後2時30分

東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7736号
東京都北区神谷3丁目16-1-506
債務者 西山壽枝子
1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで
5 免責審尋期日 令和8年1月13日午後2時
分

東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7739号
東京都江戸川区西瑞江5丁目15-11-203
債務者 押保小百合
1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで
5 免責審尋期日 令和8年1月13日午後2時
分

東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7743号
東京都墨田区墨田4丁目31-2-201
債務者 清水 良一
1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の
用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで
5 免責審尋期日 令和8年1月13日午前10時
八

東京地方裁判所民事第20審

令和7年(フ)第5429号
東京都板橋区仲町45-11
債務者 永井 香
1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもつて破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで
5 免責審尋期日 令和8年1月15日午後3時30分

東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第7623号
東京都新宿区歌舞伎町2丁目42-3 下村ビル
ル5A
債務者 野口 万作
1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
5 免責審尋期日 令和8年1月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第7718号
東京都墨田区八広5丁目3-3-201
債務者 中村 茂秋
1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで
5 免責審尋期日 令和8年1月20日午前10時30分

破産手続終結及び免責許可決定

令和6年(フ)第910号
福岡県大野城市上大利4丁目5番22-405号
破産者 田中 一馬
1 決定年月日 令和7年10月28日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(フ)第1689号
福岡県太宰府市御笠4丁目6番15号 R i v
e r S i d e C a s t l e 壱番館201号
破産者 SKRオンラインこと 市原慎太郎
1 決定年月日 令和7年10月28日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第2184号
福岡市東区香椎台1丁目11番11号
破産者 児玉 勇
1 決定年月日 令和7年10月28日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第232号
福岡県春日市春日原東町4丁目25番地 春日
サンコービル501号
破産者 渡辺 公義
1 決定年月日 令和7年10月28日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第403号
福岡市城南区堤団地16番301号
破産者 大隈 優
1 決定年月日 令和7年10月28日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（フ）第491号
福岡県大野城市乙金東1丁目16番6号 アル
フィーネA201号、前住所福岡県久留米市野
中町1185番地1 アメニティハイツ杏栄館
607号
破産者 龍頭 幸夫
1 決定年月日 令和7年10月28日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第833号
福岡市中央区春吉3丁目16番9-205号 レ
ガリータ天神四
破産者 宮崎 英夫
1 決定年月日 令和7年10月28日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第3410号
大阪府寝屋川市高柳5丁目3番1号
破産者 渡 義治
1 決定年月日 令和7年10月31日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 本件破産者について免責を許可する。

4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第138号
和歌山県海南市下津町下津2588番地
破産者 森下 忠利
1 決定年月日 令和7年10月31日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

<p>令和7年(フ)第432号 福岡市早良区南庄3丁目9番12号 レイコーポ 201号 破産者 吉田 奈緒 1 決定年月日 令和7年10月31日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p>令和7年(フ)第40号 新潟市中央区京王2丁目11番4号 破産者 いたりあ厨房カンターレこと 五十嵐 真 1 決定年月日 令和7年11月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部</p> <p>令和6年(フ)第230号 愛知県愛知郡東郷町清水2丁目2番地8 (グレイスヴィラ1番館B205号室)、開始決定時の住所愛知県豊田市西岡町星ヶ丘1番地レジデンス高岡30505号 破産者 栗田 佳祐 1 決定年月日 令和7年11月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係</p> <p>令和6年(フ)第411号 愛知県安城市和泉町八斗蔵55番地20、前住所愛知県岡崎市東牧内町字沖55番地3 破産者 児玉 淳 1 決定年月日 令和7年11月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係</p>	<p>令和6年(フ)第651号 愛知県知立市長田2丁目35番地 スターハイツ長田402号、前住所岡山県倉敷市八王寺町160番地1 トップザクリーンII 201 破産者 筒井 大輔 1 決定年月日 令和7年11月4日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係</p> <p>破産債権の届出期間及び一般調査期日</p> <p>令和7年(フ)第1010号 福岡市早良区城西1丁目8番31-701号 R Bコア西新 破産者 桑嶋 崇 1 破産債権の届出期間 令和7年11月25日まで 2 一般調査期日 令和7年12月12日午後2時 令和7年10月29日 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p>令和7年(フ)第1号 埼玉県三郷市戸ヶ崎3丁目273番地11 破産者 株式会社アップコーポレーション 1 破産債権の届出期間 令和7年12月1日まで 2 一般調査期日 令和8年1月9日午後3時10分 令和7年10月31日 さいたま地方裁判所越谷支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第1749号 名古屋市中川区小本2丁目14番6号 パレスT 2A号 破産者 奈良坂正行 1 破産債権の届出期間 令和7年12月1日まで 2 一般調査期日 令和8年1月20日午後2時20分 令和7年10月31日 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第146号 東京都江東区東砂3丁目29番5-1003号、旧住所徳島県徳島市大道3丁目45番地 破産者 森野 一郎 1 破産債権の届出期間 令和7年12月8日まで 2 一般調査期日 令和8年1月15日午前11時 令和7年11月4日 徳島地方裁判所民事部</p>	<p>令和7年(フ)第218号 新潟市西蒲区曾根1286番地1 破産者 中野 友美 1 破産債権の届出期間 令和7年12月12日まで 2 一般調査期日 令和7年12月23日午前11時45分 令和7年10月31日 新潟地方裁判所民事部</p> <p>令和7年(フ)第1546号 福岡市南区三宅3丁目15番5号 オリエントハイツ大橋704号 破産者 進 哲郎 1 破産債権の届出期間 令和7年12月15日まで 2 一般調査期日 令和8年1月9日午前11時15分 令和7年10月31日 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p>令和6年(フ)第358号 和歌山県橋本市東家905番地 救護施設 悠久の郷、前住所和歌山県紀の川市風市35番地1 破産者 井上 豊英 1 破産債権の届出期間 令和7年12月19日まで 2 一般調査期日 令和8年1月29日午前10時30分 令和7年10月31日 和歌山地方裁判所民事部破産再生係</p> <p>破産債権の一般調査期日</p> <p>令和6年(フ)第14号 静岡県浜松市浜名区平口452番地の1 破産者 株式会社BEACH NORTH 一般調査期日 令和7年11月18日午後1時15分 令和7年10月28日 静岡地方裁判所浜松支部破産係</p> <p>債権者集会招集</p> <p>令和3年(フ)第3897号 大阪市中央区南船場4丁目12番24号現代心斎橋ビル9階 破産者 ドガプラス株式会社 1 期日 令和8年2月2日午後1時40分 2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告 令和7年10月28日 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和4年(フ)第44号 大阪市阿倍野区松崎町4丁目11番4号 アンシャンテ松崎町302号 破産者 上山 浩史 1 期日 令和8年2月2日午後1時40分 2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告 令和7年10月28日 大阪地方裁判所第6民事部</p>
--	--	--

特別清算開始

令和7年(ヒ)第2083号

東京都中央区日本橋2丁目1番14号 日本橋加藤ビルディング6階弁護士法人PLAZA
総合法律事務所内
清算株式会社 南三条管財株式会社
代表清算人 小幡 朋弘
1 決定年月日 令和7年10月28日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

令和7年(ヒ)第2034号

東京都中央区日本橋本石町4丁目2番16号
清算株式会社 株式会社LABEL
1 決定年月日 令和7年10月27日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第12号

千葉県茂原市高師266番地75
再生債務者 宮崎 俊洋
1 決定年月日時 令和7年10月27日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月17日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月1日から令和7年12月15日まで

千葉地方裁判所一宮支部再生係

令和7年(再イ)第74号

栃木県日光市鬼怒川温泉大原1060番地25 鬼怒川温泉マンション808号
再生債務者 遠藤 直樹
1 決定年月日時 令和7年10月30日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月20日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月12日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和7年(再イ)第189号

千葉県市川市北方町4丁目2090番地(湯浅荘)
再生債務者 湯浅 健
1 決定年月日時 令和7年10月31日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年11月21日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月5日から令和7年12月19日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第32号

千葉県木更津市真里谷1218番地
再生債務者 在原 勝芳
1 決定年月日時 令和7年10月31日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月21日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月5日から令和7年12月19日まで

千葉地方裁判所木更津支部

令和7年(再イ)第23号

岐阜県土岐市駄知町989番地の10
再生債務者 塚本 真弓
1 決定年月日時 令和7年10月31日午後5時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月21日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月5日から令和7年12月19日まで

岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年(再イ)第17号

北海道小樽市入船4丁目30番20号
再生債務者 笠井 大介
1 決定年月日時 令和7年11月4日午後3時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月9日から令和7年12月16日まで

札幌地方裁判所小樽支部

令和7年(再イ)第53号

神奈川県小田原市扇町1丁目39番24-203号
ヴィラー寸木
再生債務者 赤木 裕二
1 決定年月日時 令和7年11月4日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月9日から令和7年12月16日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年(再イ)第93号

静岡市葵区瀬名2丁目9番62号
再生債務者 堤 友邦

1 決定年月日時 令和7年11月4日午後1時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月16日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第94号

岡山市北区下中野1214番地7 パルディア下中野101
再生債務者 半田 美桜

1 決定年月日時 令和7年10月31日午前11時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月5日から令和7年12月15日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第31号

山口県下関市桜山町3番5号
再生債務者 松屋 祐子

1 決定年月日時 令和7年11月4日午後2時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月9日から令和7年12月16日まで

山口地方裁判所下関支部再生係

令和7年(再イ)第244号

福岡県宗像市田久6丁目3番3号

再生債務者 小方孝太郎

1 決定年月日時 令和7年10月28日午後2時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月25日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月2日から令和7年12月9日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第272号

福岡市南区中尾1丁目12番33号
再生債務者 林 奈穂

1 決定年月日時 令和7年10月29日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月26日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月10日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第282号 福岡市中央区舞鶴1丁目8番26-1522号 グランパーク天神B棟 再生債務者 田仲 宏泰 1 決定年月日時 令和7年10月29日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月3日から令和7年12月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部	小規模個人再生による書面決議に付する決定 令和7年（再イ）第3号 茨城県日立市諏訪町4丁目36番14号 再生債務者 寺田 圭佑 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月23日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月18日まで 令和7年10月28日 水戸地方裁判所日立支部	令和7年（再イ）第105号 神戸市北区山田町下谷上字芝床33番地 再生債務者 湯阪 英生 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月23日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月21日まで 令和7年10月31日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	1 決議に付する再生計画案 令和7年9月24日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで 令和7年11月4日 新潟地方裁判所長岡支部再生係
令和7年（再イ）第390号 大阪市住吉区清水丘3丁目1番26号 再生債務者 深尾 文恵 1 決定年月日時 令和7年10月31日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月15日まで 大阪地方裁判所第6民事部	福岡県大野城市白木原4丁目2番13号 103号 再生債務者 相川 正人 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月22日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月18日まで 令和7年10月28日 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第75号 鳥取県境港市渡町3064番地1 夢ハウス1-D号 再生債務者 松本 知己 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月21日まで 令和7年10月31日 鳥取地方裁判所米子支部	令和7年（再イ）第12号 兵庫県揖保郡太子町馬場268番地 ロワイヤル斑鳩 401号室 再生債務者 山畠 直輝 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月21日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで 令和7年11月4日 神戸地方裁判所龍野支部個人再生係
令和7年（再イ）第287号 福岡県太宰府市連歌屋2丁目18番7号 ヒルサイドテラス連歌屋101号 再生債務者 丸屋 夏穂 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月11日まで 福岡地方裁判所第4民事部	福岡市早良区藤崎1丁目5番10-203号 ブライトンヒルズ藤崎 再生債務者 西谷 達也 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月19日まで 令和7年10月29日 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第114号 福岡市早良区西入部5丁目20番3号 再生債務者 松本 博人 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月2日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月21日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月21日まで 令和7年10月31日 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第18号 熊本市東区秋津2丁目17番16号 再生債務者 中野 久美 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月26日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで 令和7年11月4日 神戸地方裁判所龍野支部個人再生係
令和7年（再イ）第289号 福岡県春日市一の谷5丁目2番地1 向乃マニション301号 再生債務者 清水 輝幸 1 決定年月日時 令和7年10月30日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年11月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年12月4日から令和7年12月11日まで 福岡地方裁判所第4民事部	福岡市東区香椎駅東4丁目30-17-103（住民票上の住所）福岡市早良区内野1丁目12番1号 再生債務者 東 晃次 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月26日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月19日まで 令和7年10月29日 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第199号 秋田市牛島東1丁目2番45号 再生債務者 寺門大二郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月24日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで 令和7年11月4日 秋田地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第34号 熊本県菊池郡菊陽町花立1丁目7番20号 再生債務者 宮崎 靖也 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月22日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで 令和7年11月4日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年（再イ）第7号 宮崎県都城市庄内町12361番地29 再生債務者 西 裕太郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月24日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月25日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月25日まで 令和7年11月4日 宮崎地方裁判所都城支部	新潟県長岡市宮沢99番地1 再生債務者 小熊 峰和		

令和7年（再イ）第3号
青森県弘前市大字駅前2丁目6番地1 ボレスター弘前プレミアム1503号
再生債務者 湯沢健太郎
1 決議に付する再生計画案 令和7年10月17日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月28日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月28日まで
令和7年10月31日 青森地方裁判所弘前支部
令和7年（再イ）第26号
広島県福山市新市町大字新市815番地2
再生債務者 TSガレージこと 新谷 貢
1 決議に付する再生計画案 令和7年10月28日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年11月28日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年11月28日まで
令和7年10月31日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年（再イ）第15号
青森県弘前市大字独狐字石田21番地1
再生債務者 菅原 寛之
1 決議に付する再生計画案 令和7年10月17日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月2日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月2日まで
令和7年11月4日 青森地方裁判所弘前支部
令和7年（再イ）第28号
香川県木田郡三木町大字氷上667番地1
ファーストマンションー104
再生債務者 石井 昭
1 決議に付する再生計画案 令和7年10月6日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月2日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月2日まで
令和7年11月4日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年（再イ）第42号
愛媛県松山市和泉北3丁目6番18号
再生債務者 前嶋 国子
1 決議に付する再生計画案 令和7年10月28日
付け再生計画案
2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12月2日
3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月2日まで
令和7年11月4日
松山地方裁判所民事部
給与所得者等再生による再生手続開始
令和7年（再口）第10040号
東京都葛飾区堀切2-47-4
再生債務者 池田 憲史
1 決定年月日時 令和7年10月31日午後5時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月28日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月12日から令和8年1月5日まで
東京地方裁判所民事第20部
令和7年（再口）第12号
広島市佐伯区五日市町大字皆賀503番地8
再生債務者 藤谷 彩
1 決定年月日時 令和7年10月31日午後5時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和7年11月28日まで
4 一般異議申述期間 令和7年12月5日から令和7年12月19日まで
広島地方裁判所民事第4部
給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取
令和7年（再口）第10003号
栃木県宇都宮市中里町249番地73
再生債務者 伴瀬 雅俊
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年10月9日付け再生計画案
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和7年11月25日まで
令和7年11月4日
宇都宮地方裁判所第1民事部
令和7年（再口）第4号
東京都武蔵村山市残堀4丁目69番地の10
再生債務者 柴田 健三

1 主文 本件再生手続を廃止する。
2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。
令和7年11月4日
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
給与所得者等再生による再生手続開始
令和7年（再口）第1号
愛媛県西条市周布283番地
再生債務者 伊藤 広美
1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年10月29日付け再生計画案
2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和7年11月25日まで
令和7年11月4日
東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和2年（承）第1号
タイ王国バンコク市チャトウチャック区ジョンボーン地区ウイパワディーランシットロード89番地
債務者 タイエアウエイズインターナショナルパブリックカンパニーリミテッド
1 主文 外国倒産処理手続の承認を取り消す。
2 理由の要旨 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律56条1項3号に定める事由がある。
令和7年10月23日
東京地方裁判所民事第20部
所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告
次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。
令和7年（チ）第11号
岡山県倉敷市玉島柏島3324番地3
申立人 岡本 治子
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 岡山市北区富田町74番地
共有者 市浦 公平
届出期間満了日 令和7年12月18日
令和7年10月28日 岡山地方裁判所

(別紙) 物件目録
 1 所在 岡山市中区高屋字北浦
 地番 506番8
 地目 宅地
 地積 211.90平方メートル
 共有者 市浦 公平 持分 4分の1
 2 所在 岡山市中区高屋字北浦 506番地8
 家屋番号 506番8
 種類 居宅
 構造 木造瓦葺2階建
 床面積 1階 76.37平方メートル
 2階 25.42平方メートル
 共有者 市浦 公平 持分 4分の1
所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第8号

富山県砺波市小杉58番地
 申立人 たち建設株式会社
 (登記記録上の住所) 富山県東砺波郡利賀村
 栄原715番地
 所有者・共有者 高稟助次郎
 届出期間満了日 令和7年12月19日

令和7年10月28日 富山地方裁判所高岡支部

(別紙) 物件目録

1 所在 南砺市利賀村栄原字高障子
 地番 45番1
 地目 保安林
 地積 2925平方メートル
 共有持分 40分の10
 2 所在 南砺市利賀村栄原字高障子
 地番 45番2
 地目 保安林
 地積 1153平方メートル
 共有持分 40分の10
 3 所在 南砺市利賀村栄原字高障子
 地番 45番4
 地目 保安林
 地積 1246平方メートル
 共有持分 40分の10

4 所在 南砺市利賀村栄原字高障子
 地番 45番3
 地目 保安林
 地積 1616平方メートル
 5 所在 南砺市利賀村栄原字高障子
 地番 67番4
 地目 保安林
 地積 155平方メートル
令和7年(チ)第9号
 富山県砺波市小杉58番地
 申立人 たち建設株式会社
 (登記記録上の住所) 富山県東砺波郡利賀村
 栄原784番地
 所有者 山本 与吉
 届出期間満了日 令和7年12月19日
 令和7年10月31日 富山地方裁判所高岡支部

(別紙) 物件目録

所在 南砺市利賀村栄原字高障子
 地番 67番2
 地目 保安林
 地積 386平方メートル

令和7年(チ)第10号

富山県砺波市小杉58番地
 申立人 たち建設株式会社
 (登記記録上の住所) 富山県東砺波郡利賀村
 栄原626番地
 共有者 松長達次郎
 届出期間満了日 令和7年12月19日

令和7年10月28日 富山地方裁判所高岡支部

(別紙) 物件目録

所在 南砺市利賀村栄原字高障子
 地番 59番2
 地目 保安林
 地積 1361平方メートル
 共有持分 2分の1

令和7年(チ)第4号

岐阜県高山市上岡本町8丁目312番地
 申立人 沢田建設工業株式会社
 代表者代表取締役 沢田 徹弘
 住所・居所 不明
 (最後の住所) 岐阜県高山市清見町上小鳥
 555番地
 所有者 榮 みよ子
 届出期間満了日 令和8年1月5日
 令和7年10月28日 岐阜地方裁判所高山支部

(別紙) 物件目録
 1 所在 高山市清見町上小鳥字瀬馬淵
 地番 770番5
 地目 畑
 地積 2584平方メートル
 (持分 2分の1)
令和7年(チ)第7号
 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
 申立人 静岡県知事 鈴木 康友
 住所・居所 不明
 (不動産登記記録上の住所) 東京市下谷区上
 野桜木町39
 所有者 中西熊三郎
 届出期間満了日 令和8年1月5日
 令和7年10月28日 静岡地方裁判所沼津支部

(別紙) 物件目録

1 所在 沼津市西浦久連字崩ケ沢
 地番 455番1
 地目 山林
 地積 419平方メートル
 2 所在 沼津市西浦久連字崩ケ沢
 地番 455番2
 地目 山林
 地積 234平方メートル

令和7年(チ)第10号

香港九龍紅磡紅鸞道7號維港星岸1座12樓B
 室
 申立人 桑田 一成
 住所・居所 不明

共有者 桑田 はる
 住所・居所 不明
 共有者 桑田周太郎
 住所・居所 不明
 共有者 桑田 玄作

届出期間満了日 令和8年1月5日

令和7年10月28日 神戸地方裁判所姫路支部

(別紙) 物件目録

1 所在 神崎郡神河町南小田字垣内
 地番 255番
 地目 墓地
 地積 86平方メートル
 (共有者 桑田 はる持分 3分の1)
 (共有者 桑田周太郎持分 3分の1)
 (共有者 桑田 玄作持分 3分の1)

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第20号

京都市上京区一条御前通東入下る西町30番地
 申立人 妙栄寺
 住所・居所 不明
 (不動産登記記録上の住所) 京都市上京区下
 長者町通七本松西入下る鳳瑞町243番地
 所有者 亡岩綾子相続財産
 届出期間満了日 令和7年12月26日
 令和7年10月27日

京都地方裁判所第5民事部

(別紙) 物件目録

1 (主である建物の表示)
 所在 京都市上京区下長者町通七本松西入鳳
 瑞町243番地
 家屋番号 99番4
 種類 居宅
 構造 木造瓦葺平家建
 床面積 35.43平方メートル
 (附属建物の表示)
 符号 1
 種類 工場
 構造 木造瓦葺平家建
 床面積 13.65平方メートル

令和7年(チ)第5号

愛媛県松山市二番町4丁目7番地2
 申立人 松山市長 野志 克仁
 住所・居所 不明
 (最後の住所) 愛媛県松山市和泉北1丁目20
 番47号

所有者 小野 寛

届出期間満了日 令和7年12月26日

令和7年10月28日 松山地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 松山市和泉北一丁目1096番地先
 家屋番号 1096番の2
 種類 居宅
 構造 木造鋼板葺平家建
 床面積 52.77平方メートル

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千六百七十九万四千四百八十八円、資本準備金の額を一億七千六百七十九万四千四百八十八円減少し、それ一千円、零円とすることにいたしました。

また、令和七年八月十五日から令和七年十二月三十日までの日を払込期日とする株式の発行が

あつた場合には、資本金及び資本準備金の額を当

該株式発行により増加する資本金及び資本準備

金の額と同額分減少し、最終的な資本金及び資本準

備金の額をそれぞれ一千万円、零円とすることと

いたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十一月十二日

東京都墨田区太平四丁目一番三号オリナス

タワー一七F

株式会社ペツバーフードサービス

代表取締役 一瀬 健作

当社は、資本金の額を三億四千七百二十二万五

千円、資本準備金の額を三億四千七百二十二万五

千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年七月十六日

掲載頁 五十五頁 (号外第一六三号)

令和七年十一月十二日

静岡県裾野市今里四九〇番一

株式会社あいおいニッセイ同和自動車研

究所 代表取締役社長 加川 克仁

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月三日を基準日と定め、

同日午後四時現在の株主名簿上の株主をもつて、

令和七年十二月十八日開催予定の臨時株主総会に

おける議決権行使できる株主と定めましたので

公告します。

令和七年十一月十二日

新潟市中央区弁天橋通一丁目四番一七号

株式会社やひこドリーム 代表取締役 星野孝一郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十七日を基準日と定

め、同日最終の株主名簿上の株主又は登録株式質

権者をもつて、剩余金の配当を受ける権利者と定

めましたので公告します。

令和七年十一月十二日

愛知県名古屋市港区十一屋一丁目一五番地

株式会社井桁藤 代表取締役 岡田 尊志

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十七日付で株券を発行す

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十二日

福岡市博多区博多駅前三丁目一六番一〇号

川岸興産株式会社 代表取締役 川藤 健二

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十七日付で株券を発行す

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十二日

栃木県宇都宮市台新田一丁目一八番九号

城南産業株式会社 代表取締役 川俣 真也

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十七日付で株券を発行す

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十二日

吉林省君湛商貿有限公司 代表取締役 田 玉 清

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十八日付で株券を発行す

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十二日

静岡県浜松市中央区大人見町二五一〇番地

株式会社静岡県セイブ自動車学校 代表取締役 早川 和幸

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十八日付で株券を発行す

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十二日

静岡県浜松市中央区小池町八七一番地

一色機材株式会社 代表取締役 一色 哲巳

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月二十八日付で株券を発行す

る旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月十二日

北海道釧路市浦見三丁目四番一四号

北海道釧路市浦見三丁目四番一四号 代表取締役 松澤 和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千二百万円減少し

二十億一千円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告

掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及

び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/00000807/au94/>

右被相続人は令和七年三月二十六日死亡し、そ

の相続人は令和七年十月二十九日さいたま家庭裁

判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者

及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内

に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申

出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十一月十二日

東京都港区白金六丁目二三番一三号 相続財産清算人 中澤久美子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億五千五百二万七

千四百八十五円減少し百六十五億八千二百四十五

万五千七百八十四円とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告

掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及

び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/00000907/au15k4/>

令和七年十一月十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一―一〇一

KRF67 特定目的会社 取締役 粟国 正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億二千七百万円減

少し十八億六千九百万円とするにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告

掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及

び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/00000806/3qy5/>

令和七年十一月十二日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一―一〇一

一号 テイエムピー・ワン 特定目的会社 取締役 松澤 和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千二百万円減少し

二十億一千円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告

掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及

び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/00000807/au94/>

令和七年十一月十二日

新潟市中央区弁天橋通一丁目四番一七号 代表取締役 松澤 和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千二百万円減少し

二十億一千円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告

掲載の翌日から一箇月以内にお申出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及

び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/00000807/au94/>

令和七年十一月十二日

大阪府池田市上池田二丁目二番四一號 代表取締役 松澤 和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千二百万円減少し

二十億一千円とすることにいたしました。

